

審査・評価委員会運営要領

令和 2 年 9 月 17 日
ガバニングボード決定
(最終改正：令和 7 年 4 月 1 日)

研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム運用指針（ガバニングボード決定。以下「運用指針」という。）に基づく審査・評価委員会の運営は、運用指針に定めるもののほか、本要領に基づき行うこととする。

1. 審査・評価委員会分科会の業務

(1) 分科会の設置

運用指針に定めるシステム改革型の審査・評価を円滑に実施するため、審査・評価委員会（以下「本委員会」という。）に、戦略的大学改革・イノベーション創出環境強化事業分科会、スタートアップ・エコシステム形成推進事業分科会、新 SBIR 制度加速事業分科会及び標準活用加速化支援事業分科会を設置する。

(2) 分科会への付託

下表左欄に掲げる事業の審査・評価に係る業務については、下表右欄に掲げる分科会に付託することとし、分科会の決定事項については、本委員会の決定事項とする。ただし、特に重要な事項がある場合は、各分科会合同による本委員会を開催して決定する。

運用指針に定める事業	業務を付託する分科会
地域中核大学イノベーション創出環境強化事業（令和 8 年度まで）、戦略的大学改革・イノベーション創出環境強化事業	戦略的大学改革・イノベーション創出環境強化事業分科会
スタートアップ・エコシステム形成推進事業	スタートアップ・エコシステム形成推進事業分科会
新 SBIR 制度加速事業	新 SBIR 制度加速事業分科会
標準活用加速化支援事業	標準活用加速化支援事業分科会

2. 構成及び委員

(1) 構成

- ① 本委員会は、CSTI 有識者議員及びその他の有識者で構成するものとする。
- ② 各分科会には座長を 1 名置く。

(2) 委員

本委員会委員は、別紙のとおりとする。

3. 分科会事務局

戦略的大学改革・イノベーション創出環境強化事業分科会に係る事務局は大学改革・ファンド担当室が、スタートアップ・エコシステム形成推進事業分科会及び新 SBIR 制度加速事業分科会に係る事務局はイノベーション推進担当が、標準活用加速化支援事業分科会に係る事務局は標準活用推進室が担当する。

審査・評価委員会の構成

<戦略的大学改革・イノベーション創出環境強化事業分科会>

【座長】

○上 山 隆 大 (内閣府本府参与)

【委員】

○宮 園 浩 平 (総合科学技術・イノベーション会議有識者議員)

○佐 藤 康 博 (総合科学技術・イノベーション会議有識者議員)

○東 博 暢 (株式会社日本総合研究所リサーチ・コンサルティング部門プリンシパル)

○沖 村 正 博 (公益財団法人長野県産業振興機構総務企画本部長野センター長)

○岸 本 康 夫 (JFE スチール株式会社スチール研究所研究技監)

<スタートアップ・エコシステム形成推進事業分科会>

【座長】

○宮 園 浩 平 (総合科学技術・イノベーション会議有識者議員)

【委員】

○菅 裕 明 (総合科学技術・イノベーション会議有識者議員)

○Victor Mulas (元 World Bank, Senior program officer)

<新 SBIR 制度加速事業分科会>

【座長】

○宮 園 浩 平 (総合科学技術・イノベーション会議有識者議員)

【委員】

○東 出 浩 教 (早稲田大学ビジネススクール(商学研究科)教授)

○永 田 暁 彦 (UntroD Capital Japan 株式会社代表取締役社長)

○牧 野 恵 美 (立命館アジア太平洋大学国際経営学部准教授)

<標準活用加速化支援事業分科会>

【座長】

○上 山 隆 大 （内閣府本府参与）

【委員】

○宮 園 浩 平 （総合科学技術・イノベーション会議有識者議員）

○立 本 博 文 （筑波大学大学院ビジネス研究科教授）

○渡 部 俊 也 （東京科学大学副学長）

○中 川 梓 （一般財団法人日本規格協会上席執行役員
規格開発本部副本部長）

○羽生田 慶 介 （株式会社オウルズコンサルティンググループ
代表取締役CEO）